

福島県優良土木・建築工事表彰事務取扱要領改正 新旧対照表

新（令和4年4月1日）	旧（平成30年1月29日）
<p>(表彰の対象工事等)</p> <p>第2条 表彰の対象とする工事は、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年4月1日総務部長依命通達）」に定める参加資格制限等に該当する施工者にかかる工事でないこと。</p> <p>ア <u>表彰する年度の前年度または表彰する年度の表彰決定日までに、2週間以上の入札参加資格制限措置等を受けた者（表彰決定日とは受賞者決定伺いの決裁日をいう。）</u></p> <p>イ <u>表彰する年度の前々年度に、2週間を超える入札参加資格制限措置等を受けた者</u></p> <p>(3) ～ (8) 略</p> <p>附則</p> <p>・令和4年4月1日一部改正 令和4年4月1日より適用する。</p>	<p>(表彰の対象工事等)</p> <p>第2条 表彰の対象とする工事は、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年4月1日総務部長依命通達）」に定める参加資格制限等に該当する施工者にかかる工事でないこと。</p> <p>ア <u>2週間以上の入札参加資格制限措置等が表彰する年度（表彰式までの間）または表彰する年度の前年度にあった者</u></p> <p>イ <u>2週間を超える入札参加資格制限措置等が表彰する年度の前々年度にあった者</u></p> <p>(3) ～ (8) 略</p> <p>附則</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

福島県優良土木・建築工事表彰事務取扱要領の運用基準改正 新旧対照表

新（令和4年4月1日）	旧（令和2年3月27日）
<p>(表彰) 第7条 関係 知事表彰工事（優良建設工事）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 表彰する年度において、<u>表彰決定日</u>までに、入札参加資格制限措置等に該当する重大な事故等を発生させた施工者にかかる工事は表彰から除外するものとする。（共同企業体の場合は、事故等を発生させた構成員のみ除外する。）</p> <p>また、<u>表彰決定日</u>までに、発生させた事故等で<u>表彰決定日</u>後に、入札参加資格制限措置を受けた施工者にかかる工事は表彰の効力を失効する。（共同企業体の場合は、入札参加資格制限措置を受けた構成員のみ失効する。）</p> <p>なお、出先機関の長等は、推薦した企業が推薦から<u>表彰決定日</u>までに、現場内事故や不適合工事を起こした場合は、速やかに技術管理課へ報告するものとする。</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>(補則) 附則 この運用基準は、令和4年4月1日より適用する。</p>	<p>(表彰) 第7条 関係 知事表彰工事（優良建設工事）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 表彰する年度において、<u>表彰式</u>までの<u>間</u>に入札参加資格制限措置等に該当する重大な事故等を発生させた施工者にかかる工事は表彰から除外するものとする。（共同企業体の場合は、事故等を発生させた構成員のみ除外する。）</p> <p>また、<u>表彰式</u>前に発生させた事故等で<u>表彰式</u>後に入札参加資格制限措置を受けた施工者にかかる工事は表彰の効力を失効する。（共同企業体の場合は、入札参加資格制限措置を受けた構成員のみ失効する。）</p> <p>なお、出先機関の長等は、推薦した企業が推薦から<u>表彰式</u>までの<u>間</u>に現場内事故や不適合工事を起こした場合は、速やかに技術管理課へ報告するものとする。</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>(補則) 附則 _____</p>

福島県優良土木・建築工事表彰審査委員会規定改正 新旧対照表

新（令和4年4月1日）

旧（平成29年1月31日）

（別表）委員会の組織

（別表）委員会の組織

	委員の職	委員長の職	副委員長の職
書 類 審 査	部長	部長	
	技監		技監
	政策監		政策監
	次長（企画技術担当）		
	次長（道路担当）		
	次長（河川港湾担当）		
	次長（都市担当）		
	次長（建築担当）		
	部参事（ <u>社会基盤強靱化・復興担当</u> ）		
	土木総務課長		
	土木企画課長		
	技術管理課長		
	道路計画課長		
	河川計画課長		
	都市計画課長		
建築住宅課長			
営繕課長			
事務局	技術管理課		

	委員の職	委員長の職	副委員長の職
書 類 審 査	部長	部長	
	技監		技監
	政策監		政策監
	次長（企画技術担当）		
	次長（道路担当）		
	次長（河川港湾担当）		
	次長（都市担当）		
	次長（建築担当）		
	部参事（ <u>復興・まちづくり担当</u> ）		
	土木総務課長		
	土木企画課長		
	技術管理課長		
	道路計画課長		
	河川計画課長		
	都市計画課長		
建築住宅課長			
営繕課長			
事務局	技術管理課		

現地審査員は、委員の職にある者のうちから班長1名、委員の職にある者または工事主務課職員のうちから班員1名を委員長が指名する。（工事主務課職員は、原則として審査部門の事業を所管する各課長・室長、若しくは主幹とする。）

現地審査員は、委員の職にある者のうちから班長1名、委員の職にある者または工事主務課職員のうちから班員1名を委員長が指名する。（工事主務課職員は、原則として審査部門の事業を所管する各課長・室長、若しくは主幹とする。）

附則

- ・令和4年4月1日一部改正
- ・令和4年4月1日より適用する。

附則
